

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見公募手続の結果について

令和5年1月13日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案等」について、令和4年11月23日から同年12月22日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間 : 令和4年11月23日(水)～令和4年12月22日(木)
- ・告知方法 : ホームページにおける掲載
- ・意見提出方法 : 「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見募集の結果

7件

3. 提出された御意見及びそれに対する回答

次頁のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループガス安全室

電話番号 : 03-3501-4032

○パブリックコメントに寄せられた御意見と経済産業省の考え方

※以下「提出意見に関する考え方」欄において、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」は「液石法」と、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」は「液石法施行令」と、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」は「液石法施行規則」と記載します。

	提出意見	提出意見に関する考え方
1	<p>【概要】液石法施行規則には、2. 改正の概要に (4) 貯蔵施設等及び充てんのための設備関係について(液石法施行規則第5章関係) (5) 液化石油ガス設備工事関係について(液石法施行規則第6章関係) の記載がある。</p> <p>【省令案】液石法施行規則は、第48条の次が第132条となっており、上記の内容が反映されていない。</p> <p>もし、省令案が誤りであって、このパブリックコメント終了後に修正案で再度パブリックコメントを行う場合は、いったんこのパブリックコメントを中止し、早急に修正した内容で再度パブリックコメントを行うべきではないか?</p>	<p>液石法施行規則改正案の、第9条において、以下のように規定しています。</p> <p>「都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長。第5章、第八十八条、第一百十二条及び第一百四十四条において同じ。)」</p> <p>これにより液石法施行規則第5章及び第6章についても、必要な改正内容が反映されています。</p>
2	<p>1 立入検査について</p> <p>施行令13条に「指定都市の区域内にあっては、指定都市の長。」と追加されたことで、法83条の立入検査においては、国所管の販売所の所在地を管轄する都道府県または指定都市が行うことを妨げないと改正されることは理解した。しかし、都道府県所管の販売所については、指定都市が立入検査を行うことが思慮されるが、その部分について規定されていないと考える。どの部分で当該内容が解釈できて、どのように運用していくのか。</p> <p>2 保安機関の認定について</p> <p>施行規則30条に「一の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとするもの」とあるが、現行では保安業務の受託先が同じ都道府県内であれば、当然に都道府県の認定を受けられる。</p>	<p>1 立入検査について</p> <p>液石法第83条第3項において、都道府県知事又は指定都市の長が行う立入検査については、当該都道府県知事又は指定都市の長が登録等をした液化石油ガス販売事業者等に行うことが規定されています。</p> <p>他方、液石法第94条の2において、経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができます。</p> <p>2 保安機関の認定について</p> <p>指定都市の長が保安機関の認定を行う場合は、当該保安機関が指定都市内のみの販売所の保安業務を受託する場合です。</p>

	<p>本改正により指定都市が認定を行う場合、保安業務の受託先も従前と同解釈どおりに指定都市内のみの受託でなければならないのか。もしくは、同都道府県内であれば受託先については、認定が認められるのか。現行の受託状況により、認定を行う行政庁が決まるのか。</p>	
3	<p>1 立入検査等の権限について</p> <p>液石法施行令第13条の改正で、指定都市の区域内にある国所管の液化石油ガス販売店への立入検査等については、指定都市にその権限が付与されることとなる。しかし、指定都市の区域内にある都道府県所管の販売店への立入検査等については、指定都市が行うことができるような改正がされていないと思われるため、どのような経緯及び考えのもと権限の付与に関する整理がされたのか、回答を求める。</p> <p>第12次地方分権一括法の施行に伴い、既に改正を終えている液化石油ガス法において、指定都市及び都道府県に販売店を設ける販売事業者については、その区域を所管する都道府県知事が登録等の権限を有するとされているため、法令上は都道府県と指定都市は同格ではないという整理がされていると思われる。</p> <p>そのような運用をするのであれば、前述のとおり、指定都市の区域内にある都道府県所管の販売店への立入検査等の権限についても、指定都市に付与する改正とするべきであると考えます。</p> <p>2 液石法施行令第13条及び液石法施行規則第140条の見出しについて</p> <p>改正案では、「(都道府県知事又は市が処理する事務) 液石法施行令第13条」「(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告) 液石法施行規則第140条」とあるが、指定都市(指定都市の長)と市(市長)は、当該法令上では定義が異なるため、「都道府県知事等」や「都道府県等」のような記載とするべきではないか。</p>	<p>1 立入検査等の権限について</p> <p>液石法第83条第3項において、都道府県知事又は指定都市の長が行う立入検査については、当該都道府県知事又は指定都市の長が登録等をした液化石油ガス販売事業者等に行うことが規定されています。</p> <p>他方、液石法第94条の2において、経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができていることになっています。</p> <p>2 液石法施行令第13条及び液石法施行規則第140条の見出しについて</p> <p>地方自治法第252条の19において、指定都市とは「政令で指定する人口50万人以上の市」という規定があることから「市」には「指定都市」も含まれているため、「都道府県知事又は市」と規定することが適当と考えています。</p>
4	<p>・該当箇所</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第132条</p>	<p>漢字の表記については、常用漢字を使用することとしており、改正対象の規定において常用漢字が使用されていない場合</p>

	<p>・意見内容</p> <p>令和4年5月の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正において、第87条第2項の「充てん」が「充填」に改正されたことに合わせて省令でも改正されたと思慮します。省令内に「充てん」という表記が132条のみ改正され、「充てん」行為の示した文言（例えば省令第73条で、「充てんの方法」など）が記載されているが漢字表記に改正されていない。統一的な漢字表記への改正が必要ではないか。</p> <p>また、高压ガス保安法の各施行規則（一般高压ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、容器保安規則又は冷凍保安規則）では全ての「充てん」が「充填」に改正された（平成28年経済産業省令第105号）が同様の措置は図られないのか。</p>	<p>は、当該部分の表記を見直すことを基本としています。「充てん」については、液石法制定時に「填」の字が常用漢字ではありませんでした。なお、「充てん」と「充填」の意味するところは変わりません。</p>
5	<p>1 改正省令案第30条（認定の申請）について</p> <p>別添の【概要】液石法施行規則（2. 改正の概要（1）（2））において、指定都市が管轄となる区域について明記されており、「販売事業関係」「保安機関関係」については、『のみ』の使用位置を変えていることから、「販売事業」と「保安機関」では管轄区域の考え方が異なる点について）とても理解しやすい文章となっていますが、【省令案】液石法施行規則では、第4条及び第30条において、『のみ』が同位置（『一の指定都市の区域内にのみ』）となっていることから、【概要】で示した解釈と異なる認識を持たれる可能性が考えられます。</p> <p>→両者の表現が似通っていることから「保安機関の管轄は販売事業の考え方と同じ」と読みかねない（わかりづらい）。</p> <p>現行の省令第30条においても同じ表現をされていますが、やはり読み解きづらい（誤解しやすい）表現だと思いますので、保安機関関係に係る『のみ』の位置について（【概要】のとおり、後段へ記載することについて）再考いただければ幸いです。</p>	<p>1 改正省令案第30条（認定の申請）について</p> <p>今回の新旧対照表においてお示しした、「のみ」の表記の方が、誤認識が起きにくいと考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>2 【省令案】液石法施行規則 第132条の表「充てん」の表記について</p> <p>「充てん」と「充填（填は旧字。以下同じ）」の表記の違いについては、液化石油ガス法に係るものが「充てん」、高圧ガス保安法に係るものが「充填」と表記するものと理解していましたが、今回省令第132条の表中の「充てん」を「充填」と改めるのはなぜなのでしょう？</p> <p>たとえば、『「充てん作業者」、「充てん容器」、「充てん設備」等、液化石油ガス法に規定された用語は改正対象外であり、充填行為そのものは高圧ガス保安法の規制であるため「充填」と表記する。』ということであれば理解できるのですが、この場合だと、省令第1条、第11条、第16条、第64条、第72条、第74条、第131条等に出てくる「充てんする」、「充てんされた」、「充てんした」、「充てんのための」等の文言も、今回の改正対象になるかと思えます。また、液化石油ガス法に規定された「充てん」の表記についても見直す必要が出てしまうのではないかと思います。</p> <p>改正の趣旨と表記の法則についてご説明いただきたく、お願いいたします。</p>	<p>2 【省令案】液石法施行規則 第132条の表「充てん」の表記について</p> <p>漢字の表記については、常用漢字を使用することとしており、改正対象の規定において常用漢字が使用されていない場合は、当該部分の表記を見直すことを基本としています。「充てん」については、液石法制定時に「填」の字が常用漢字ではありませんでした。なお、「充てん」と「充填」の意味するところは変わりません。</p>
6	<p>内閣府提出の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第12次地方分権一括法案）の概要</p> <p>「液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲」のページの効果には</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定都市が一体的に所管することで、行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等が可能となる。 2 両法に係る窓口が一本化されることにより、事業者の利便性向上が図られるとあります。 <p>この高圧ガス保安法施行令の改正案では、コンビナート地域の部分は指定都市が行わない改正となっています。</p> <p>しかし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令や規則の改正案を見てもコンビナート地域の部分を指定都市が行う改正となって</p>	<p>高圧ガス保安法の規制においては、コンビナート地域内に係る事務について、都道府県知事が処理することとしているのは、公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から、都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが、指定都市の長が処理することに比して適当だからです。</p> <p>また、高圧ガス保安法では、事業所単位で規制しているところ、液石法では液化石油ガスの販売を事業者単位で規制しているところです。そのため、今回の改正により、例えば一つの指定都市内で事業を営む液化石油ガス販売事業者の販売所の一部がコンビナート地域内に存在し</p>

	<p>おり、元の法律の改正で想定していた効果が達成できない改正となっています。</p> <p>つきましては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令等でコンビナート地域の部分は指定都市が行わないように改正していただき、充てん設備の申請等が都道府県と指定都市の2か所に行く必要がないようお願いいたします。</p>	<p>ても、当該事業者を指定都市が一体的に所管することで、行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等が可能となります。</p> <p>都道府県知事と指定都市の長が、その区域の実態を踏まえ、指定都市の長が処理することが適当と判断されるのであれば、自治事務として地方自治法に基づき特例条例により指定都市の長へ事務を移譲することも可能なところです。</p> <p>なお、充てん設備の申請等については、別途検討を進めているところです。</p>
7	<p>1</p> <p><場所>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の改正案のどこか</p> <p><意見>「指定都市であるか否かに限らず、市民（都道府県民）の生活に必要な最低限の量を確保し、公正に分配する事」のような文章を追加して頂けると、地域内格差を少なくする事が出来ると思われました。</p> <p><理由>皆が安心して生活をする事が出来る環境を整えるため、です。</p> <p>2</p> <p><場所>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の改正案の5 P 目上の段の</p> <p>①右から5行目の「若しくは」</p> <p>②左から6行目の「若しくは」</p> <p>③左から4行目の「若しくは」</p> <p>下の段の</p> <p>④右から5行目の「若しくは」</p> <p>⑤右から11行目の「若しくは」</p> <p>⑥左から6行目の「若しくは」</p> <p><意見>「若しくは」を「もしくは」へ直す。</p>	<p>1</p> <p>権限移譲に係る内容ではないため、回答は控えさせていただきますが、ご意見として承りました。</p> <p>2</p> <p>上の段の改正案については、法令では、常用漢字を使用する必要があるため、原案どおり「若しくは」とさせていただきます。</p> <p>下の段については、現行規定のため、原案どおりとさせていただきます。</p>

<p><理由>誤解も生まないし、現代の口語表現として国民になじみがあるからです。</p> <p>3</p> <p><場所>【省令案】液石法施行規則の21P目の改正後の</p> <ul style="list-style-type: none">①第四十八条の右から3行目「三月以内」②第四十八条の右から9, 10行目「三月以内」 <p>P23の改正後の（報告の）</p> <ul style="list-style-type: none">③右から2行目の「三月以内」 <p><意見>「三月以内」を「三ヶ月以内」という表現に改めてほしい</p> <p><理由>年度末まで、と誤解する人を少なくするためです。</p>	<p>3</p> <p>時限の表記については、液石法施行規則中においては、「三月以内」のように表記を統一しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
--	---